

退職予定の組合員の皆さんへ

任意継続組合員について
詳細は6ページ

任意継続
組合員の方も

年利 **1.10%!!**
〈令和2年1月1日現在〉

「組合員貯金」に
加入できます!

※貯金利率は、金融情勢及び運用状況により適宜見直しを行います。



● **利率が高く、とってもお得です!**

● **払戻しが月2回できて便利です!**

在職中に組合員貯金に…

加入している ……………➔

加入していない ……………➔

退職後に任意継続組合員になる場合…

➔ **継続して加入が可能**

➔ **新規で加入が可能**

● 在職中に組合員貯金に加入をされていた方

継続加入 ……退職後20日以内に「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

※退職後においても貯金加入を希望される方は、必ず事前に共済事務担当課へお申し出ください。

● 新規に組合員貯金に加入される方

新規加入 ……加入しようとする月の前月27日までに「任意継続組合員貯金申込書」を本組合に提出してください。

退職金を預けることも可能です。
退職予定のみなさん! 任意継続組合員になる際は、
組合員貯金のご加入をお勧めいたします!!



※組合員貯金は、預金保険制度における金融機関に該当しないことから、貯金者と共済組合との間にペイオフは適用されません。

「組合員貯金」を解約される方はこちら

在職中に組合員貯金に加入されていた方が、次のいずれかの場合、組合員貯金の解約手続きが必要です。

- ① 退職後、任意継続組合員にならない場合
- ② 任意継続組合員になるが、組合員貯金を継続しない場合

解約については、必ず事前に共済事務担当課へお申し出くださいますようお願いいたします。

組合員貸付をご利用の方へ

～貸付未償還金を「**全額償還**」していただきます～

退職時に、貸付未償還残高がある方は、
退職後ただちに、
“**全額償還**”してください!

● 全額償還の方法は次の2通りです。

- ① **退職手当の支給額から控除して償還**する。
- ② 退職日までに**金融機関からの振込みにより償還**する。

※償還される際には、共済事務担当課まで早めに連絡していただき、償還金額等をご確認ください。
※本組合への入金(償還)が退職月の翌月以降になる場合は、1ヵ月単位で経過利息が加算されますのでご注意ください。
※引き続き再任用等により勤務(公務員)を続ける場合でも、退職手当等の支給があれば全額償還していただきます。

